

改正植物防疫法に基づく茨城県総合防除計画の策定について

サツマイモ基腐病について農業者の皆様を守って いただく「遵守事項」を定めました（全国初）

気候変動、人やモノの移動の増加を背景とした病害虫のまん延リスクの高まりや、化学農薬に頼りすぎない防除法である「総合防除」の推進を目的に、国は「植物防疫法」を改正しました。

改正法施行(本年4月1日)により、各都道府県は「総合防除計画」を策定するとともに、農業者が守る「遵守事項」を定めることができるようになりました。

茨城県では、本年5月24日に140種を超える病害虫に対して総合防除の方法を示す「茨城県総合防除計画」を策定するとともに、サツマイモ大産地の本県が特に警戒する「基腐病」について「遵守事項」を定めました。

総合防除計画に遵守事項を規定するのは全国初となりますが、本規定を基本に同病害の対策を徹底することで、日本一の産出額を誇る本県サツマイモ産地の維持発展に取り組んでまいります。

■ 本県で定めた遵守事項の内容 ■



サツマイモ基腐病

さ
つ
ま
い
も

基腐病

- ①県が実施するまん延防止のための調査に協力する
- ②本病の発生を確認した場合には、関係機関へ連絡し、関係機関の指導の下、発病株を抜き取り、ほ場（苗床を含む）外に持ち出す
- ③本病の発生ほ場では、2年間、さつまいもを作付けしない（関係機関の指導の下、栽培管理する場合を除く）
- ④本病の発生ほ場から種いもを採取しない
- ⑤本病の発生ほ場では、発生の拡大が無いことを確認する

<遵守事項とは>

- 病害虫のまん延を防止するため、全ての農業者（家庭菜園を含む）の皆様を守っていただきたいルールを示すもの。
- 県の指導及び助言を経てもなお、遵守事項に則した防除が行われず、農作物に重大な損害を与える恐れがある場合、県は勧告、命令を行います。

※万が一、勧告・命令を経てもなお、遵守事項に則した防除を行っていただけない場合には、改正植物防疫法の規定により30万円以下の過料となることがあります。

総合防除の推進

「茨城県総合防除計画」では、「遵守事項」の他、**140種を超える病害虫に対して、化学農薬に依存しすぎない、総合防除の方法を示し、環境に配慮した適切な病害虫防除を推進します。**

茨城県総合防除計画の構成

第1 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項

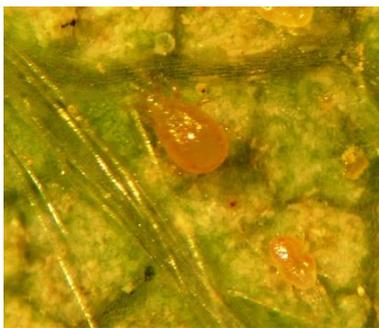
第2 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容

第3 法第24条第1項に規定する異常発生防除の内容および実施体制に関する事項

第4 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村および農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

第5 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防および当該指定有害動植物が発生した場合における駆除またはまん延の防止に関し農業者が遵守すべき事項（遵守事項）とその取扱いについて

○指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容 (農薬だけに頼らない防除方法の例)



いちご

ハダニ類

(予防に関する措置)

- ・ほ場内およびその周辺の雑草の防除に努める。
- ・育苗中の防除を徹底する。また、定植前の苗の炭酸ガス処理は効果が高い。
- ・必要に応じて、不要な下葉を除去する。

(判断、防除に関する措置)

- ・生物農薬（天敵昆虫）を活用する。
- ・気門封鎖剤を散布する。
- ・ほ場の見回り、発生予察情報等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

天敵昆虫
(ミヤコカブリダニ)